

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 27日

都道府県知事
(市長)

殿

提出者

住 所 豊田市鴻ノ巣町2丁目47番地1

氏 名 (株)東海理化電機製作所 豊田工場
豊田工場長 今田 憲太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0565-28-1141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 東海理化電機製作所 豊田工場
事業場の所在地	豊田市鴻ノ巣町2丁目47番地1
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	31:輸送用機械器具製造業
②事業の規模	334億円
③従業員数	867人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	健康推進センター(診療所):感染性廃棄物→中間処理業者に委託して、 焼却後埋立処分 めっき工程:特定有害廃アルカリ・腐食性廃アルカリ→中間処理業者に委託して、中和後焼却・焼成(セメント原料又は埋立)処分 特定有害廃酸・腐食性廃酸→中間処理業者に委託して、中和後焼却・焼成(セメント原料又は埋立)処分 特定有害汚泥→中間処理業者に委託して、無害化後焼却・焼成(セメント原料又は埋立)処分 印刷工程:引火性廃油→中間処理業者に委託して、1773燃料化して再資源化

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場環境委員会委員長：工場長
工場環境管理責任者：工務部長（特別管理産業廃棄物管理責任者）
└─工場環境委員会事務局
 工務部管理室長（産業廃棄物管理担当室長）
 └─施設環境グループGM（産業廃棄物管理担当GM）
 └─施設環境グループ員（産業廃棄物管理担当者）
各部環境管理者：部門長（廃棄物発生部署管理者）
└─環境管理実施責任者：室・課長（廃棄物発生部署実施責任者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56,879	t
	(今後実施する予定の取組等) 今後も電子マニフェストを使用する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状		【前年度（ 2024年度 ）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	特定有害 廃酸	特定有害 廃アルカリ	腐食性 廃酸	腐食性 廃アルカリ	特定有害 汚泥	引火性 廃油
	排 出 量	0.005 t	23.5 t	10.2 t	5 t	0.03 t	17.8 t	0.09 t
		（これまでに実施した取組） ・めっき工程において、薬液の劣化測定による更新頻度の見直し。 ・活性化工程での薬品変更により特定有害廃酸廃液の減量化。						
②計画		【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	特定有害 廃酸	特定有害 廃アルカリ	腐食性 廃酸	腐食性 廃アルカリ	特定有害 汚泥	引火性 廃油
	排 出 量	0.005 t	16.5 t	7 t	3.5 t	0.02 t	12.5 t	0.06 t
		（今後実施する予定の取組） ・薬液管理方法の見直しによる延命化等の取組みを継続すると共に、 設備トラブルや異常等の未然防止に努め突発的に発生する廃棄物を抑制する。 ・特定有害物質を含まない代替薬品へ変更をする						
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項								
①現状		（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃液は種類毎に分けて保管。						
②計画		（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし						

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
① 現状		【前年度（2024年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	特定有害 廃酸	特定有害 廃アルカリ	腐食性 廃酸	腐食性 廃アルカリ	特定有害 汚泥	引火性 廃油
	全処理委託量	0.005 t	23.5 t	10.2 t	5 t	0.03 t	17.8 t	0.09 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.005 t	23.5 t	10.2 t	5 t	0.03 t	17.8 t	0.09 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者への委託。 ・委託先処理業者の実地確認。						
② 計画		【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	特定有害 廃酸	特定有害 廃アルカリ	腐食性 廃酸	腐食性 廃アルカリ	特定有害 汚泥	引火性 廃油
	全処理委託量	0.005 t	16.5 t	7 t	3.5 t	0.02 t	12.5 t	0.06 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.005 t	16.5 t	7 t	3.5 t	0.02 t	12.5 t	0.06 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		（今後実施する予定の取組） ・優良認定処理業者を選定する。						